2013年6月4日 野村アセットマネジメント株式会社

「野村新興国債券投信Aコース(為替ヘッジあり)(毎月分配型)」の 2013年5月の基準価額下落の背景と今後の見通しについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村新興国債券投信Aコース(為替ヘッジあり)(毎月分配型)」(以下、ファンド)の基準価額(分配金再投資)は、 2013年5月31日時点で20,595円となり、2013年5月の1ヵ月間で3.37%下落しました。

当資料では2013年5月の基準価額下落の背景と今後の見通しについてご説明させていただきます。

※基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るため のものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

≪基準価額の推移≫



上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものでもありません。

ご参考)米ドル建ての新興国国債と金利の関係は? (利回り) スプレッド 信用リスク等 により上乗せ される金利 米国国債 新興国国債

ファンドの主な投資対象は、米ドル建ての新興国債券です。(2013年5月31日現在) 米ドル建て新興国国債の利回りは、米国国債の利回りに一定の上乗せ金利(スプ レッド)が付与された水準で取引されています。

この上乗せ金利は、新興国の財政収支や債務返済能力などのファンダメンタルズ要 因により変動する(ファンダメンタルズが改善すればスプレッドが縮小し、逆に悪化す ればスプレッドが拡大する)傾向にあります。

上乗せ金利が変動しなかった場合、米国国債の利回りが上昇することで、米ドル建 て新興国国債の利回りも上昇し、米ドル建ての新興国国債価格は下落します。

上記はイメージ図であり、すべての債券にあてはまるとは限りません。

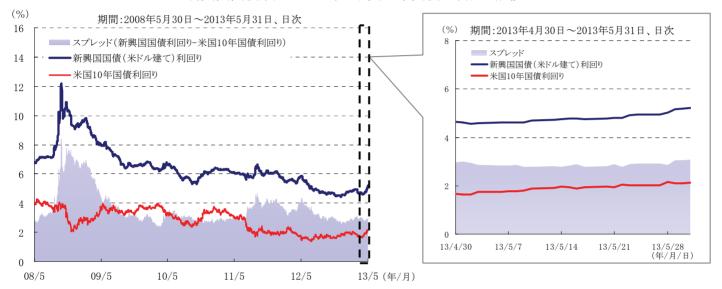
当資料は、野村新興国債券投信Aコース(為替へッジあり)(毎月分配型)に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料は市 場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確 性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいか なる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外 貨建資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による 視益は、すべて投資者の皆様に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご 判断ください。

(1)2013年5月の基準価額下落の背景について

ファンドが投資する新興国国債(米ドル建て)の利回りは、足元上昇傾向となりました。これは主に、新興国国債(米ドル建て)の基準金利である米国10年国債利回りが上昇(価格は下落)したことによるものです。

米国では、5月に入り景気回復への期待が高まる中で、米国10年国債利回りが上昇しました。米国の雇用統計(4月)において、失業率の低下や非農業部門雇用者数の大幅な増加が確認されたことをきっかけに、1%半ばで推移していた米国10年債利回りは上昇に転じました。中旬から下旬にかけて、米小売売上高(4月)や米消費者信頼感指数(5月)など市場予想を上回る経済指標が相次いで発表されたことを受けて、米国10年国債利回りは一段と上昇し、2013年5月31日現在2%を超える水準に達しました。

≪新興国国債(米ドル建て)と米国10年国債の利回り推移≫



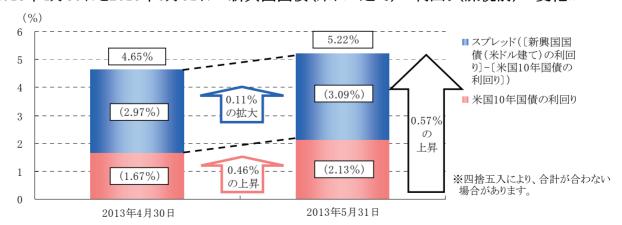
新興国国債(米ドル建て)利回り: JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル

米国10年国債利回り:ブルームバーグ・ジェネリックを使用

(出所)ブルームバーグデータより野村アセットマネジメント作成

一方、新興国国債(米ドル建て)の米国10年国債に対するスプレッドは、2013年4月30日と比べて小幅の拡大となりました。2013年4月30日と2013年5月31日の新興国国債(米ドル建て)の利回り、米国10年国債の利回りおよびスプレッドの変化は下記グラフのとおりで、米国10年国債の利回り上昇の影響が大きく、新興国国債(米ドル建て)の利回りは上昇しました。

≪2013年4月30日と2013年5月31日の新興国国債(米ドル建て)の利回り(課税前)の変化≫



新興国国債(米ドル建て)利回り:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル

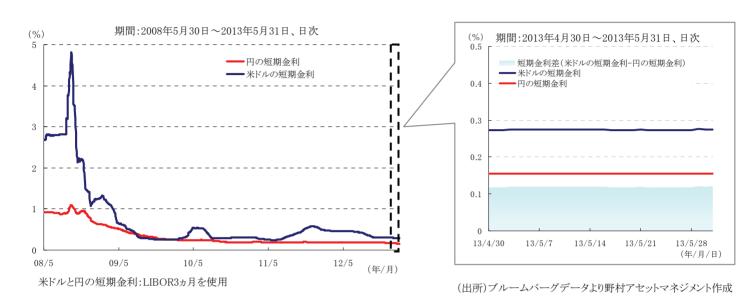
米国10年国債利回り:ブルームバーグ・ジェネリックを使用

(出所)ブルームバーグデータより野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものでもありません。

なお、通貨間の短期金利差の影響を受ける為替ヘッジコストに、大きな変化はありません。現在、米国10年国債利回り (長期金利)は上昇傾向となっていますが、米ドルの短期金利は低位で安定しており、ヘッジコストは低水準となっています。

≪米ドルと円の短期金利の推移≫



上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものでもありません。

(2)今後の見通しについて

◆ 米国10年国債利回りについて

ファンドの基準価額下落の主な要因となった米国国債の利回り上昇が、今後も一方的に続く可能性は低いと考えています。既に米国10年国債の利回りは、過去2年間の平均値を上回る水準にあります。大幅な金利上昇は、米国住宅市場や経済全般にとってもネガティブな影響をもたらす可能性が高く、現状ではFRB(米国連邦準備理事会)はこれ以上の大幅な金利上昇を容認しない可能性が高いと思われます。また一般的に米国の景気回復は、新興国にとってもポシティブな影響をもたらします。特に米国に対する輸出比率の高い国等のファンダメンタルズ(基礎的諸条件)を改善させる可能性があります。今後に関しては、市場が落ち着きを取り戻すにつれ、これら新興国におけるファンダメンタルズの改善が、米国国債利回り上昇の影響を相殺する可能性が高いと考えています。現状は米国の景気回復の恩恵を受ける可能性の高い新興国への投資比率を増加させ、引き続き金利上昇リスクに対応するため、ファンドのデュレーションを引き下げています。

◆ 新興国債券と米国10年国債のスプレッドについて

新興国債券利回りは、スプレッドの拡大により投資妙味が高くなっています。短期的には米国債市場のボラティリティ(リスク) 増加の影響を受ける可能性はありますが、新興国債券の高いインカム収益が下支え要因になると考えています。また、新興国は先進国よりも高い経済成長が見込まれ、信用力も改善傾向であることから、ファンダメンタルズは引き続き良好に推移すると考えています。

野村アセットマネジメント

NOMURA ASSET MANAGEMENT

【ご参考資料】

◆ 2013年5月末現在の国・地域別配分1位のベネズエラについて

2013年3月のチャベス前大統領の死去に伴う大統領選挙の結果、マドゥロ大統領が4月に就任したものの、反対勢力による選挙結果再集計の要求や、インフレ、生活必需品の不足などにより悪化している経済環境などを背景に、ベネズエラでは政治的に不安定な状況が続いています。しかしながら、マドゥロ大統領が輸入業者に対して外貨不足の解決を約束したことや、6月にメレンテス財務相が投資家に対し同国の経済政策を説明する予定であり、そのような投資家に対する態度は前チャベス大統領時代には前例の無いことであることから、投資家からは好意的に受け取られる可能性があると思われます。

相対的な価値、バリュエーション(投資価値評価)、マドゥロ政権下での政策変更の可能性などを背景とし、引き続きベネズエラへの投資を行ないます。信用力との比較において債券の割安・割高を評価し、ポジションの調整を随時検討していきます。

引き続き米国10年国債の利回り上昇に対するリスクを注視し、市場環境に応じてファンドの金利リスクを適切に 管理しながら、超過収益の獲得に努めてまいります。

今後とも「野村新興国債券投信Aコース(為替ヘッジあり)(毎月分配金)」をご愛顧賜りますよう宜しくお願いいたします。

以上

《当資料で使用した市場指数について》

JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル (JP Morgan Emerging Market Bond Index Global) は、J.P. Morgan Securities LLC が公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

野村新興国債券投信(毎月分配型)

《ファンドの特色》

- 信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- エマージング・カントリー※1の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)を実質的な主要投資対象※2とします。
 - ※1 ファンドにおいてエマージング・カントリーとは、いわゆる先進工業国や最貧国などを除く諸国で、一般に新興経済国、発展途上国、中所得国および低所得国 などと認識される国々をいいます。
 - ※2 「実質的な主要投資対象」とは、「エマージング・ボンド・オープンマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- ▶ エマージング・マーケット債を実質的な主要投資対象とし、通常の優良格付を有する債券に比べ高水準のインカムゲインの確保に加え、 金利や為替、信用力など投資環境の好転等によるキャピタルゲインの獲得を目指します。
- 分散投資とクレジットリスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行ないます。
- Aコースは原則として為替ヘッジを行ない、Bコースは原則として為替ヘッジを行ないません。
- ファンドは以下をベンチマークとします。

Aコース	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)					
	JP Morgan Emerging Market Bond Index(EMBI) Global (USドルベース)をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。					
Bコース	JPモルガン・エマージング・マーケット・ポンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)					
	JP Morgan Emerging Market Bond Index(EMBI) Global (USドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。					

- ファンドは「エマージング・ボンド・オープンマザーファンド」を通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。
- D 「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。
- マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクに、運用の指図に関する権限の 一部を委託します。
- 原則、毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。 分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを 基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。 投資対象国における非常事態を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

≪投資リスク≫

各ファンドは、債券等を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行 体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますの で、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあり ます。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

平成38年3月5日まで(平成8年4月26日設定)

●信託期間 ●決算日および 年12回の決算時(原則、毎月5日。休業日の場合は翌営業日) 収益分配 に分配の方針に基づき分配します。

●ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額

-般コース:1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円) ●ご購入単位 または1万円以上1円単位

自動けいぞく投資コース:1万円以上1円単位

※お取扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります

●ご換金価額 ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を 差し引いた価額

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングが可能です

●スイッチング

※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。

●課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時

ます。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更に なる場合があります。

※販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

【ご留音事項】

- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。

◆お申込みは

【当ファンドに係る費用】

(2012年6月租左)

	1 - 7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	(2013年0万列江)
)	◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に 定める率を乗じて得た額
		<スイッチング時>
		販売会社が独自に定める率を乗じて得た額
		※詳しくは販売会社にご確認ください。
	◆運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.701%(税抜年1.62%)の率を
		乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。
	◆その他の費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、
		外貨建資産の保管等に要する費用、ファンドに関する租税、
-		監査費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。
		※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に
		料率・上限額等を示すことができません。
	◆信託財産留保額	1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額
ŧ	(ご換金時、スイッチングを含む)	
•	1	TRACE - LICINIA AND THE LAND REPORTS

(スイッチングを含む)および償還時の譲渡益に対して課税され 上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に 応じて異なりますので、表示することができません

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

◆設定・運用は 野村アセットマネジメント

商号:野村アヤットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号 加入協会:一般社団法人投資信託協会。 一般社団法人日本投資顧問業協会

◆投資顧問会社は

ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・ アセット・マネージメント・インク

当資料は、野村新興国債券投信Aコース(為替へッジあり)(毎月分配型)に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料は市 場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確 性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいか なる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外 貨建資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による 視益は、すべて投資者の皆様に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご 判断ください。

野村新興国債券投信 < Aコース/Bコース > (毎月分配型)

お申込みは

				加入	協会	
金融商品取引業者	音等の名称	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	0		0	0
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	0			
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	0			
———————————————————— 株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	0	A		A
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	0		0	
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	0		0	
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	0	***************************************		
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	0		0	
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	0		0	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	0		0	
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	0		0	
———————————————— 株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	0	4	0	<u> </u>
———————————————————— 株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	0	4		
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	0			
————————————————— 株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	0		0	
———————————————————— 株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	0	A		
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第1号	0			
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	0			
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第2号	0			
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	0	0	0	
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	0	***************************************	0	
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	0			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	0			
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第63号	0			
——————————————— 株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第15号	0			A
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	0			
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第14号	0			
 広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	0			
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	f 関東財務局長(金商)第6号	0	0		
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	0		0	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	0			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	首 関東財務局長(金商)第44号	0		0	
————————————————————— 岡地証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第5号	0			
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第6号	0			
坂本北陸証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第5号	0			
——————————————————— 荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	0			
———————————————————— 髙木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	0			
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	首 関東財務局長(金商)第114号	0			
来天証券株式会社 ※	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0		0	
———————————————————— 新潟証券株式会社	金融商品取引業者	─────────────────── 付関東財務局長(金商)第128号	0			

[※]上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

[※]販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

野村新興国債券投信 < Aコース/Bコース > (毎月分配型)

お申込みは

金融商品取引業者等の名称			加入協会				
			一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会		
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	0					
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	0	0	0			
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	0					
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	0	0	0	0		
金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	0					
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	0					
金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第35号	0					
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	0	0	0	0		
	金融商品取引業者 金融商品取引業者 金融商品取引業者 金融商品取引業者 金融商品取引業者 金融商品取引業者 金融商品取引業者	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第126号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第25号 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第35号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第126号 〇 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 〇 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号 〇 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号 〇 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号 ○ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第20号 ○ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号 ○ 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第35号 ○	登録番号 日本証券業 協会 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第126号 ○ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 ○ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号 ○ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号 ○ 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号 ○ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第20号 ○ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号 ○	登録番号 日本証券業 協会 一般社団法人 全融先物 取引業協会 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第126号 〇 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 〇 〇 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号 〇 〇 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号 〇 〇 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号 〇 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号 〇 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第35号 〇		

[※]上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

[※]販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。